



# Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015 年 5 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 非居住者による通常の VAT 申告書内での VAT 還付請求を容認

ドイツ連邦税務裁判所は、非居住事業者が、VAT (Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」) が不適切に課されたインボイスに基づき、通常の VAT 申告書内で行った VAT の還付請求を容認した。

2014 年 11 月 19 日、ドイツ連邦税務裁判所 (BFH) は、ドイツ VAT 法第 14 条 c により、たとえ VAT の支払義務が、VAT が不適切に課されたインボイスのみによる場合であっても、納税者は、VAT の還付請求が可能であるとの判決を下した。

問題となった会社は、ドイツに風車を有していた。当該会社は、ドイツの有限会社 (GmbH) として設立されたが、実際の管理の場所はデンマークであり、ドイツにおいて重要な人的資源を配置しておらず、このためドイツ VAT 法の観点からは、ドイツの居住者ではなく、またはドイツにおいて VAT に関する固定的施設を有していなかった。

しかしながら、インボイスには誤ってドイツの VAT が付されており、この結果、当該会社は、VAT 申告を行い、申告書の中で Input VAT の還付の請求を行った。

一方、税務当局は、Input VAT の還付は、通常の申告手続によるべきではなく、非居住者に対する

特別な還付手続により行われるべきであると主張した。

これに対し、ドイツ連邦裁判所は、誤って課された VAT についても、VAT 申告書において報告義務が課されることから、通常の VAT の申告手続により Input VAT の還付請求は許容されるとの判断を示した。結果として、当該会社は、Input VAT に対して別の還付請求を行う必要はなくなっている。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group**

**Düsseldorf**

佐藤 光俊                    +49-(0)211-8772-2099                    [misato@deloitte.de](mailto:misato@deloitte.de)

金井 聡                        +49-(0)211-8772-2474                    [skanai@deloitte.de](mailto:skanai@deloitte.de)

## ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ**

**東京事務所**

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email : [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 : [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス : [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。